

## 警察通信設備の新設等の申請について（通達）

昭和 55 年 3 月 10 日

熊警第 357 号

〔沿革〕 平成 13 年 12 月熊警第 4579 号、16 年 6 月第 778 号、18 年 3 月第 197 号改正

電話の新設・移転等の申請手続については、昭和 37 年 12 月 10 日付熊警第 3,308 号によって行っているところであるが、警察通信設備の整備拡充に伴い不備な点があるので、今後、通信設備にかかわる諸申請については、下記のとおり取り扱うこととしたので遺憾のないよう処理されたい。

なお、昭和 37 年 12 月 10 日熊警第 3,308 号（例規）「電話の新設・移転等の申請について」は、廃止する。

### 記

- 1 警察機関の通信設備にかかわる諸申請は、別記様式第 1 号又は別記様式第 2 号の申請書 2 部（正・副）を作成し提出すること。
- 2 申請の区分は、別表に定める通信設備の区分によって申請すること。
- 3 事務処理要領

諸申請の事務処理は、次の要領で行うこと。

#### (1) 申請書の送付先

正・副申請書とも警務課へ送付すること。

#### (2) 図面等の作成

ア 警察自営設備（庁内電話）及び部外使用（更新を除く。）に関する場合は、新・旧の室内の机、書棚、用度品電話機等の位置を記載した室内平面図を申請書（正・副）に各 1 部添付すること。

イ 専用設備（庁外電話）及び加入電話に関する場合は、次のことを記載した図面を正申請書に 1 部、副申請書に 2 部添付すること。

（ア） 新・旧の設置場所附近の目標となる建物、公園、バス停等を記載した見取図

（イ） 移転先の部屋の間取り及び電話の設置位置を付した室内平面図

（ウ） 加入電話については、移設先の一番近い住宅の加入電話の電話番号、電柱番号

ウ リモコン装置を設置移設する場合は、同装置の新・旧の設置場所とともに室内の机、書棚、用度品等の位置を記載した室内平面図を申請書（正・副）に各 1 部添付すること。

なお、同図面には、リモコン装置用電源として使用できるリモコン設置予定場所から約 3.5 メートル以内の電源コンセントの位置を明記すること。

エ 移動（車両等）用無線電話装置の搭載替えの場合は、申請書に車種及び無線局呼出名称を付記すること。

(3) 応急用通信機器の臨時設置

警察自営設備（庁内電話）の場合に準じて空中線等応急用通信機器の設置に必要な図面を申請書（正・副）に各1部添付すること。

4 その他

申請は、原則として文書によって行うこと。ただし、特に急を要する場合は、電話による申請を行い、事後、速やかに申請書を提出すること。

別記様式・別表（略）